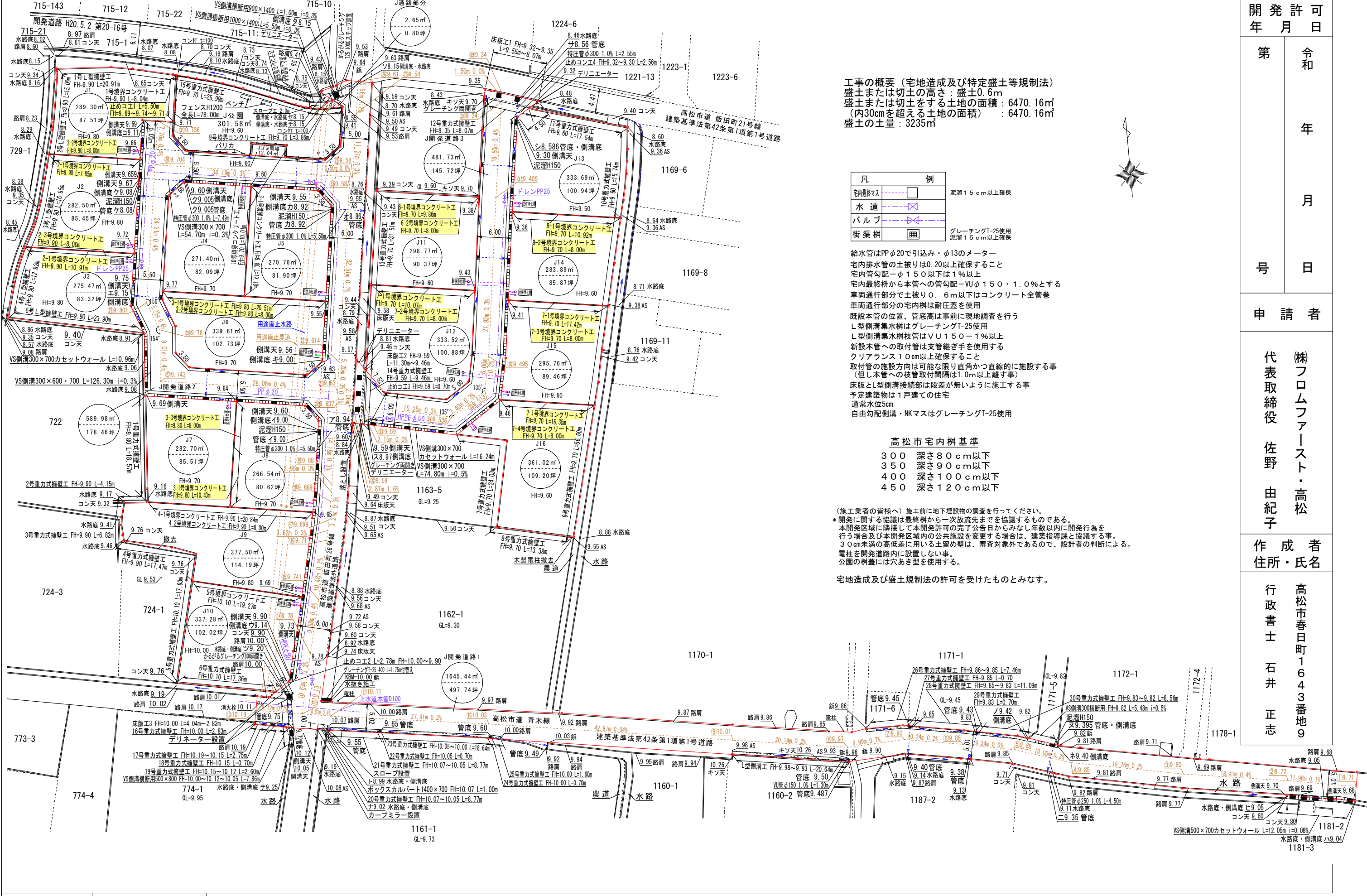


土地利用計画図

土地の所在
高松市飯田町字西青木720-1, 774-5/
高松市飯田町字東青木1161-4, 1163-4, 1164-1, 1165-5,
1171-7, 1171-8, 1171-9及び地先農道・水路、市道



工事の概要 (宅地造成及び特定盛土等規制法)
盛土または切土の高さ: 盛土0.6m
盛土または切土をする土地の面積: 6470.16㎡
(内30cmを超える土地の面積): 6470.16㎡
盛土の土量: 3235㎡

凡	例
宅内最終マス	泥溜15cm以上確保
水道	グレーチングT-25使用 泥溜15cm以上確保
バルブ	
街渠樹	

給水管はPPφ20で引込み・φ13のメーター
宅内排水管の土被りは0.20以上確保すること
宅内管勾配φ150以下は1%以上
宅内最終枡から本管への管勾配φ150・1.0%とする
車両通行部分で土被り0.6m以下はコンクリート全管巻
車両通行部分の宅内樹は耐圧蓋を使用
既設本管の位置、管底高は事前に現地調査を行う
L型側溝排水用はグレーチングT-25使用
L型側溝排水用はVU150・1%以上
新設本管への取付管は支管継ぎ手を使用する
クリアランス10cm以上確保すること
取付管の施設方向は可能な限り直角かつ直線的に施設する事
(但し本管への枝管取付間隔は1.0m以上離す事)
床版とL型側溝接続部は段差が無いように施工する事
予定建築物は1戸建ての住宅
通常水位5cm
自由勾配側溝・NKマスはグレーチングT-25使用

高松市宅内樹基準

300	深さ80cm以下
350	深さ90cm以下
400	深さ100cm以下
450	深さ120cm以下

(施工業者の皆様へ) 施工前に地下埋設物の調査を行ってください。
* 開発に関する協議は最終枡から一次放流先までを協議するものである。
本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議する事。
30cm未満の高低差に用いる土留め壁は、審査対象外であるので、設計者の判断による。
電柱を開発道路内に設置しない事。
公園の樹蓋には穴あき型を使用する。

宅地造成及び盛土規制法の許可を受けたものとみなす。

開発許可
年月日

第 令和
年
月
日
号

申請者

代表取締役
佐野 由紀子
(株) フロムファースト・高松

作成者
住所・氏名

行政書士
石井 正志
高松市春日町1643番地9

縮尺 1/600